

第3章 カウンティ政府の情報通信政策

第1節 ロサンゼルスカウンティ（カリフォルニア州）の情報通信政策（AFIRM）

社会保障制度を悪用して、不正に恩恵を受ける人々の数が後を絶たないのはこの制度を持つどの国でも同じである。特に、アメリカではこの問題を深刻に受け止めており、改善策を模索している。ロサンゼルスカウンティでは、他の地方自治体にさきがけてこの改善に取り組んでおり、その取組みは他州、連邦政府及び他国からも注目を集めている。

1. AFIRM（自動指紋照合）システムの導入の背景

ロサンゼルスカウンティの人口は約900万人、その内約20%が何らかの公的扶助を受けており、カウンティ政府の社会福祉関連予算は年間約30億ドルと、これは全米カウンティの中で2番目の規模を誇る。ロサンゼルスカウンティ公共社会サービス課（Department of Public Social Service：以下 DPSS）はこうした公的扶助を要する住民のために一般生活扶助プログラム（General Relief Program：以下GR）を提供している。GRプログラムは主に連邦や州の援助プログラムに該当しない生活困窮者を対象にした財政支援プログラムであり、カウンティ内の14の事務所でこのプログラムを取り扱っている。

歴史的に「自分の身は自分で守る」という原則のアメリカにあって、公的扶助という概念は他の欧米諸国より稀薄であった。そんな環境下での一般の公的扶助プログラムは当然のことながら他国のものより踏み込んだ内容にはなっていない。ただ、ここロサンゼルスで公的扶助の認識に変化が見えたのが1983年のある民事訴訟の判決であった。従来、カウンティ政府は身分証明書のない人々に対し、公的扶助を拒んでいたが「ホームレスが身分証明書を持たないということだけで公的な扶助を受けられず生命の危機にさらされてもいいのか。」というホームレスの訴えが認められた結果、DPSSは緊急用の家屋を身分証明書のないホームレスに供給しなければならなくなったのである。人道的で誰もが一定の理解を示す判決であったが、皮肉にもこれが潜在的な社会保障の不正受給者を増やす原因になったのである。

1986年5月には、そうした不正受給者を締め出そうと指紋押捺と写真とで身分証明書を持たないホームレス等の申し込みを処理していた。福祉不正受給排除調査課（Welfare Fraud Prevention & Investigations Section）では当初手作業でこれを行い、3年間で5万以上もの受給カード（指紋&写真）を作成したが、これは申請者のほんの10%であった。その後も申込者は増加し、次第に不正受給者の判明が困難になってきた。

そのため1988年7月、自動化運営委員会（Department's Automation Steering Committee）は指紋押捺小委員会を設立し、自動的に指紋を照合できるシステムを導入し不正受給者を排除できないか検討が進められた。同小委員会はシステム導入に当たっての必要条件、必要経費の算定のほか、陸運局が過去に行った「個人の身元確認プロジェクト（Personal Identifier Project）」の技術的な最終報告書を

再調査し直し実現可能性を探った。

こうした基礎研究を踏まえた上、あらゆる不正のケースを想定して、いかに受給者を特定できるか検討に検討を重ねた結果、1991年6月3日、3ヶ所のGR取扱い事務所でパイロット事業として自動指紋照合システム（Automated Fingerprint Reporting and Match：以下AFIRM）の導入に踏み切った。このシステムの導入の成功により業務がスピードアップしたのはもちろんのこと厳正に公的扶助の不正受給を取り締まることが可能となった。

2. AFIRMシステムの事業費

AFIRMシステムを利用したGR事業費用は、1991年から1998年の間に約1,740万ドル（約17億円）費やされており、その内約1,420万ドルはシステム運営費、その他オペレータ費用、双方の担当課の維持費及び交信施設準備費等となっている。これらの資金は全てカウンティ政府が負担している。また、後述するAFDCのデモンストレーション事業に要する費用は、期間内の使用するデータベース中の登録数、調査件数等を基礎に見積もられ、1994年4月から1996年9月までに約2,300万ドル（約23億円）を要すると推計された。これらの資金はカウンティ政府、州政府及び連邦政府が折半して負担することになっている。

3. AFIRMシステムの概要

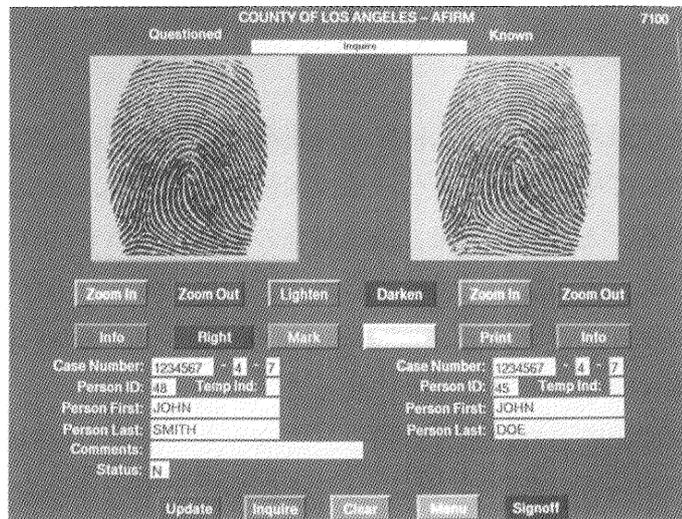
AFIRMは機密のデータベースを使用しており、51台の端末装置が14のGRオフィスと25のAFDCオフィスに配置されており、瞬時のうちに指紋を精査し、問題があれば即座に判明する仕組みになっている（図3-1-1）。

AFIRMは数々のアート技術（Art technology）を組み合わせ、一個人当たり18Kバイトのイメージ受容力を使用して優れた映像を描き出すことを可能にしている。2つの遠隔地ワークス

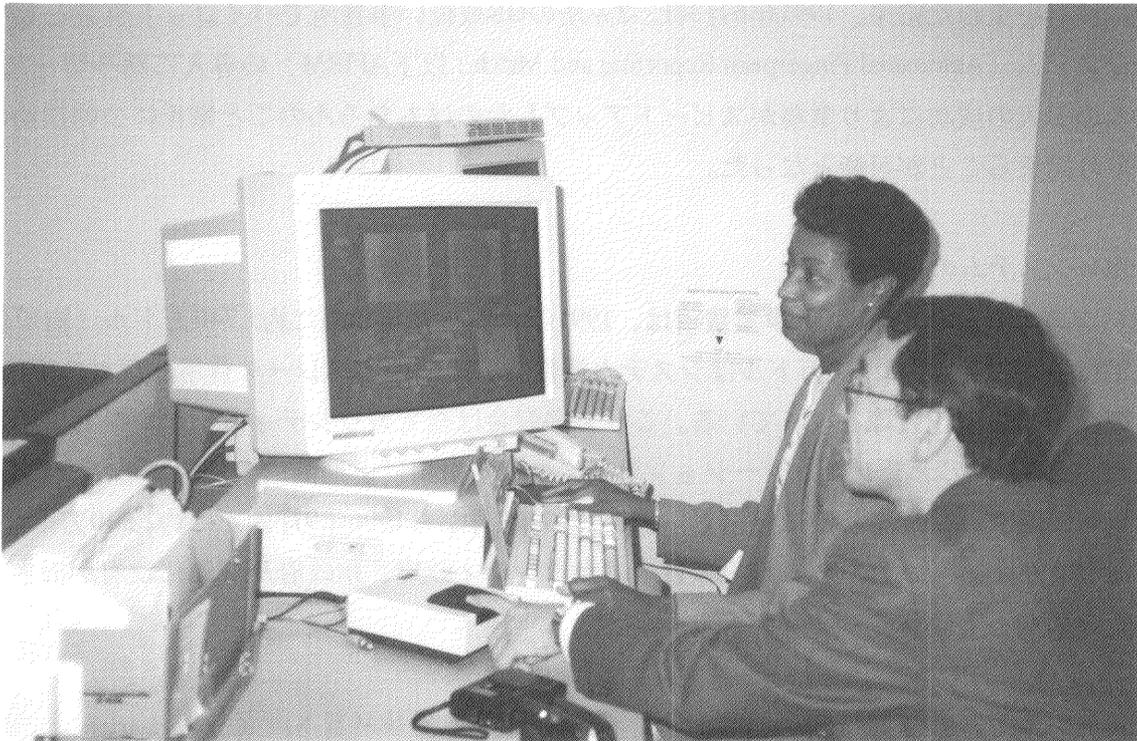
テーションはDPSSの福祉不正排除調査課の中にあり、そこで不正調査官によって指紋が照合、解析されているほか照合結果をプリントアウトもしている。また現在、遠隔地ワークステーションは情報処理サービス課とも提携して、より遠隔地のユーザーを支援しているほかシステムの性能向上のためのオンライン試験を行っている。

中央交信局にはヒューレットパッカート（HP）社のH40プロセッサが装備され、他の遠隔地局と結ばれている。HP H40はファイルサーバー（File Server）として使用されており、遠隔地ワークステーション（HD:420メガバイト、RAM:16メガバイト）から伝達されたデータの応答、処理、貯蔵を

（図3-1-1）AFIRM基本画面



(図 3-1-2) 指紋照合デモンストレーションの様子 (DPSS事務所内)



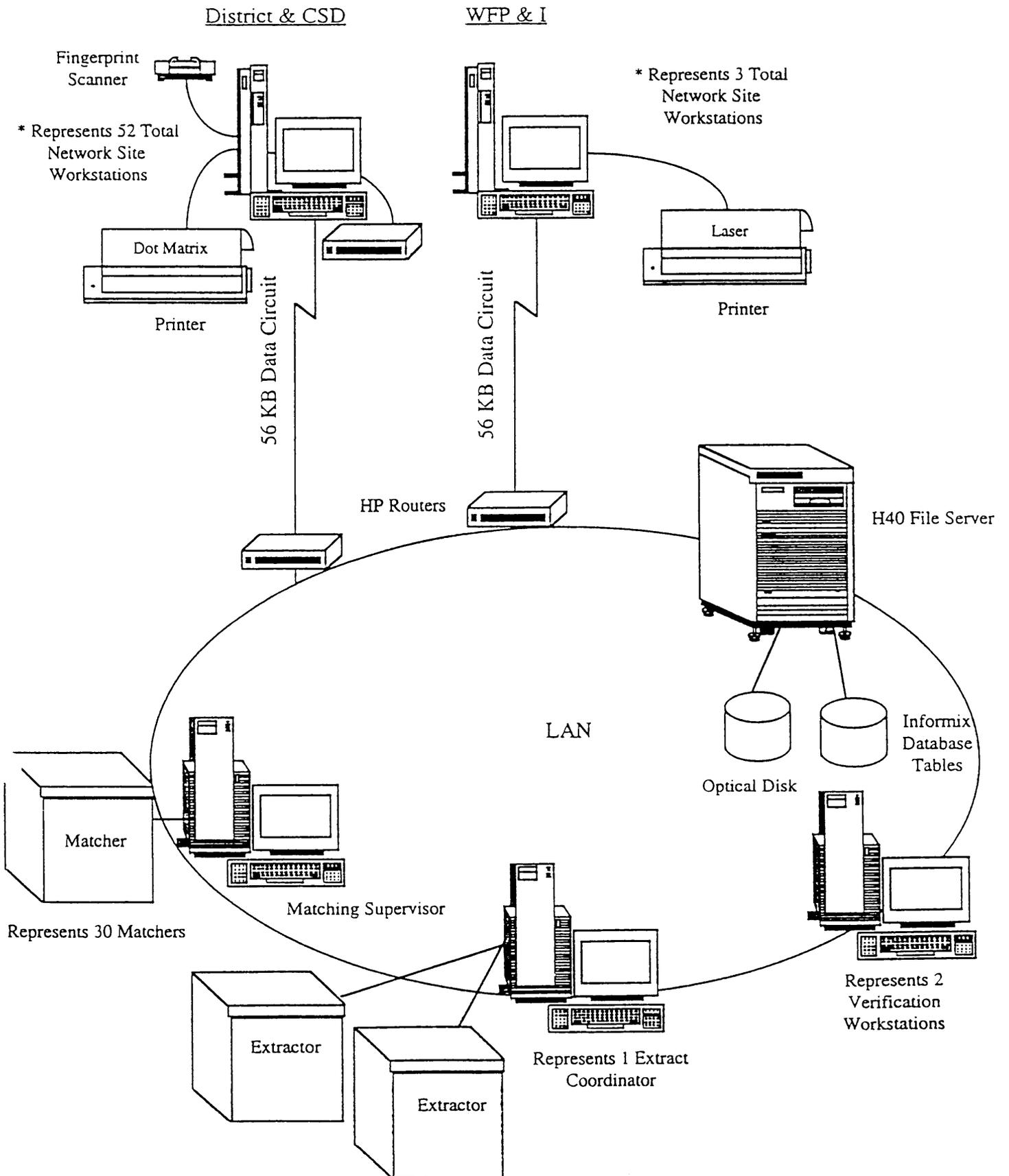
順番に整理したり、人口統計情報を整理したり、安全機能を司っている。遠隔地交信局はHP 715を経由して中央のデータベースに接続されており、おのこの施設にはプリントカメラとプリンターがある。人口統計情報と指紋照合の細目についてはファイルサーバーの中にInformix データベース管理システムが装備されているため膨大な情報でも処理でき、実際の指紋のイメージ像は重ね書き可能な視覚図書システム (Rewritable Optical Disk Library System) を搭載していることから、より繊細で正確な判断ができるようになっている。

次に実際の指紋照合過程を見てみると、まず、遠隔地事務所にある生の走査機器 (Live-scan) によって申込者の指紋が調べられ、その情報がHP 715のあるワークステーションへ行き、その指紋が質、付着場所ともに解析可能なものかどうか初期判断される。必要ならもう一度走査され、良好なら電話回線を通じて中央の情報センターへ届けられ、人口統計情報と接続して他の指紋と比較調査される (図 3-1-3)。

4. AFIRMシステムを活用した児童扶養家族扶助

GRプログラムのAFIRM導入の成功は州政府や連邦政府にも認められるところとなり、このシステムを連邦政府による児童扶養家庭扶助 (Aid to Families with Dependent Children: 以下AFDC) に活用できないか検討することになった。1992年11月、ロサンゼルスカウンティに代わって州の社会サービ

(图 3-1-3) AFIRM SYSTEM OVERVIEW



ス課がAFDCのAFIRMシステム導入に関するデモンストレーションプロジェクト案を連邦保健社会福祉省に提出し、1993年3月に正式に州、連邦政府によって向こう3年間のAFIRM使用によるAFDCデモンストレーションプロジェクトが認められた。

1994年4月、カウンティ内25箇所のDPSS事務所で、30のAFDCワークステーションが設けられ、AFDCのAFIRMデモンストレーションは実施された。デモンストレーションの間、DPSSは不正排除によって得られる潜在的な利益や利用者の反応などのデータを入手するとともに、第三者機関として、民間調査会社Ernst & Youngがこのシステムがもたらす利益及び支出費用を公平な視点から研究し、その情報をカウンティに提供している。

5. AFIRMによる各プログラムの実績

AFIRMシステムは、地方政府、州政府、連邦政府に不正受給者を締め出す機会を提供し、ロサンゼルスカウンティに様々な恩恵をもたらすことになった。

GR事業では、月平均9万件絶え間なくこのシステムを利用しており、約14,000件の申請が処理されているが、その内の80%が反復申請である。1991年6月3日～12月31日までのデータによると、AFIRMシステムによる指定審査日時に来なかったり（3,010件）、二重受け取りや指紋押捺を拒否する（11件）などして受給期間が終了した例が3,021件に上り、その他不正申し込みをしている例が242件も判明した。1995年5月31日現在、AFIRMによって淘汰されたGR申請者は2,245件にのぼる。

カウンティでは1995年7月までにまとめた結果、約1,700万ドルあまりの公費節約ができたとしており、このうち560万ドルあまりは最初の6か月間の結果によるものである。カウンティではこの8年間でおよそ2,700万ドルあまりの公費が節約できると確信している。

AFDC事業では、現在30万件がこのシステムを利用しており、月平均約16,000人の申請が処理されている。1994年4月から10月までに3万人を超える人々が指紋押捺の予約をせず、中間資格審査を計画したが、このうち8,030件は中間面接に出席しなかったなどで受給終了となった。なお、このうち指紋押捺拒否は予想より少ない50件にとどまり、その大多数は非援助対象の受取人であった。1995年7月現在、AFIRMによって不正受給者が判明したのは106件にのぼる。

Ernst & Youngによれば、不正受給の常習者が存在することから明白な数字は確定しづらいが約8,600万ドルあまりの公費が節約できるであろうとしている。

また、AFIRMシステムの導入で1995年11月現在、申請者の数が徐々に減る傾向にあるという結果が最近になって認められるようになり、カウンティでは不正受給取り締まりを強く打ち出したこの制度の導入の意図が受給者の間に浸透したという面もあるが、単に米国の経済が回復し労働の場が確保されつつあるのではないかと見ている。

6. AFIRMシステムの抱える障害と打開

AFIRMはそのシステムに高度な技術を要するとともに法律の枠を越えて計画された自動指紋照合システムであったので、DPSSは独立したコンサルタントに実行可能性の研究を指示し、「提案要求」

(Request for Proposal) の評価、記述を補助してもらうこととした。

また、AFIRMシステム導入にあたっては、公聴会などを通じて住民の意見を取り入れるなどのプロセスを踏まえなかったことや指紋押捺は法の適用と犯罪事件の調査とに密接に関係した行為であることから、その取り扱いが慎重に行わなければならなかったため、カウンティ政府はAFIRMの持つ意味を住民に理解してもらうためにポスター、パンフレット及びビデオを用いてキャンペーンを行った。キャンペーンで重要視したことはAFIRMのデータは機密情報として取り扱われ、他の部局はもちろん福祉担当課以外は活用しないということへの理解であった。もともとカリフォルニア州では自動車の運転免許を取得する際にも指紋押捺を行うなど、日本よりも指紋押捺に対する抵抗があまりなく、かつ幅広いキャンペーンの効果もあってAFIRMは押しつけるものではなく機密で正確で迅速な新しいシステムであるということを利用者には比較的容易に受け入れられ、特に遠隔地の住民にはこのシステムの支持者が多かった。

もっともその後の調査では、あくまで指紋押捺で知り得た個人情報には外部に漏れないという原則がカウンティ政府によって担保されているものの絶対的なものではなく、例えばFBIなどの連邦捜査局が情報を要求すれば、無条件に情報提供しないまでも個人の登録番号の提供など間接的な協力はせざるを得ないとしている。

7. 今後の展開

指紋照合に手作業で精査して1カ月も費やし、そのまともに数週間費やしていたものをAFIRMシステムはそれぞれ数分でかたづけ、自動的にプリントアウトできるようになり、調査官も指紋登録カードを一つ一つ突合するわずらわしい単調な仕事から解放され、申込者もお役所的な長い待ち時間にうんざりすることもなくなった。

ロサンゼルスカウンティのAFIRMの成功は今やアラマダカウンティ、コストリカカウンティ、サンフランシスコ市などのまわりの地方政府にも波及し、1994年8月にはオレンジカウンティが扶助対象者の指紋照合に際してのAFIRM使用に関し、ロサンゼルスカウンティに協力を求め同年9月から実施している他、現在222の国内カウンティが興味を示している。また、コネチカット、ニュージャージー、ペンシルバニア及びテキサスの各州政府もAFIRMの福祉分野での活用の実行可能性を探っているほか現在も世界各国から300件以上の問い合わせがある。

また、カリフォルニア州内にAFIRMシステムが波及するようになったことに伴い、ロサンゼルスカウンティを始め、上記のカウンティで得られた指紋押捺による個人データは民間会社のEDSの中央センターに集められていることから、現在あまり例を見ないという前提ではあるが、個人情報を他のカウンティの担当部局が共有することが技術的には可能になっているようである。

そうした関心の高まりの中で、ロサンゼルスカウンティではAFIRMシステムをフードスタンププログラムにも活用できないか検討し、現在その最終的な州政府の許可を待っており、近い将来許可される見通しである。フードスタンプ受給者のほとんどはGRやAFDCプログラムで既に指紋照合を経験している人が多いと思われ、その拒絶反応は少ないと考えられている。

AFIRMを利用したAFDC事業のデモンストレーション期間が終わる頃には、すべての新しい受給申込者、援助を要する成人（未成年の親を含む）、AFDCプログラム有資格家族のうち援助対象でない受取人の指紋照合をする権限をカウンティ政府に認める新たな規則が州政府や連邦政府によって定められることになるだろう。

第2節 ハリス・カウンティ（テキサス州）の情報通信政策（AVI）

どこかへ車で出かける時、高速道路の混み具合が一目でわかれば便利だと思うのがある。日本ではラジオの道路交通情報等を利用しているがそれも具体的な位置等まではわからない。ハリスカウンティではヒューストン市近郊の高速道路の状況、目的地までの有効な行き方等が電話回線と光ファイバーケーブルを利用してリアルタイムで知ることができる画期的な取組みが行われている。

1. 交通モニタリングシステムの概要（Traffic Monitoring System）

グレイトヒューストン近郊の高速道路情報は自動車両確認装置（Automatic Vehicle Identification：以下AVI）を用いて詳細に知ることができる。AVIはヒューストン輸送緊急管理センター（the Greater Houston Transportation and Emergency Management Center：以下TEMC）で管轄されており、その組織はテキサス州輸送局（TxDOT）、首都圏輸送局（Metro）、ヒューストン市、ハリスカウンティで構成されている。

AVIを用いた交通モニタリングシステムはテキサス州輸送局によってヒューストン都市高速に設置され、そこからの情報は光ファイバーケーブルによってTEMCに集められ、各市、カウンティの道路管理、監視、事故探知を管轄する担当課の利用に供しており、通常、TEMCに集められた情報を同課が判断して、運行状況（時速10マイルの渋滞等）を知らせる。ちなみに道路の混み具合は5色の色で表され、赤で示された道路区間が低スピードで緑が通常高速走行となっている。

目的地までの運行時間は平易な表グラフを用いられており、できるだけ正確な情報が提供できるようになっている。道路情報サービスは同課とマスメディアを通じて一般に知られるが、AVIはインターネットにも接続しているため、一般旅行者でも直接情報を知ることができる。また、目的地までの所用時間及び平均運行速度は、リアルタイムで様々なメッセージ掲示板に示される他、オペレーターが道路混雑具合によって信号機を調整している。その他、事故情報や旅行方法、目的地までの最適ルート及び出発時間などの助言などもここで行っている。

2. AVI交通モニタリングシステムの概要

道路の混雑状況は、道路に設置してある車両センサーによって車の数量が感知され、そのデータが本部に集められ、混雑の特徴が分析される。このセンサーは通常交通管理システムの一部として設置されており、有線テレビ（Closed Circuit Television）、様々なメッセージ板、光ファイバーケー

ブルのようなデータ伝達メディアを通じて情報が伝えられているのである。

このようなプロジェクトを行うには、通常高速道路1マイルにつき100万ドルはかかり、10マイル整備するのに最低3,4年はかかる見込みであるが、AVI交通モニタリングシステムはヒューストン近郊の高速道路を2年弱、1マイルにつき2.5万ドルで整備した。

AVIは交通情報をリアルタイムでドライバーに知らせ、渋滞緩和を図るとともに通常の高速度道路管理や旅行日程、行程までアドバイスしてくれる画期的なシステムである。

3. AVIシステムの財源

AVIシステムは数々のプロジェクトに分かれており、全体予算を把握するのは難しいが、まず、Phase Iでおおよそ180万ドル、Phase IIでおおよそ200万ドルのおおよそ380万ドルがこれまでに支出されている模様である。

Phase Iについてはすべて州政府負担で行われたが、Phase IIについては全体の80%が連邦政府の補助金を受けている。

代表的な基金の用途として、Phase Iにおいて州の公共輸送基金(State Public Transportation Funds)が使用され、AVIの特徴である旅行目的地までの2つの道路を比較の上1つを決定するシステムが作られた。その後、渋滞緩和と大気改善(Congestion Mitigation Air Quality Improvement)プログラムから資金援助を受け、交通状況決定システムと事故管理システムの整備がなされ、交通の流れをよくし、排気ガスの拡散を減らすプログラムの意図する方向に進みつつある。

4. 現在の計画

現在取り組んでいる課題は、ヒューストン近郊の高速道路に整備する交通情報システムをいかに簡単かつすばやく伝達できるように開発するかという問題である。

電話回線システムはまさにその先鋒であり、現在アムテック(Amtech)と呼ばれる技術がヒューストンにあるハリスカウnty有料道路局で試みられている。アムテック高架探知システムが採用された背景には、高速道路沿いの舗装面に設置する従前のやり方がコスト面で容認できないものになったからである。

このアムテックシステムは車に輸送指針装置(transponder)を装備し、その装置にセンサーが働くと同時に、ドライバーにも道路情報を提供するというもので、まるで高速を走りながら人工衛星を利用しているような空間をアムテックは作り出している。ハリスカウnty有料道路局は通行料金自動支払いシステムのために輸送指針装置を主にメトロバスや通勤に高速を使う市民に供給している。なお、トラックはこれより多機能な装置が取り付けられている。

この輸送指針装置が交通の混雑時に効果を発揮すればするほど、データベースの内容が頻繁に最新のものになっていく、即ち通勤ラッシュ時には1分毎に新たな情報が入ってくるのに対し、日中は2,3分置きに情報が入ることになっている。情報の内容は交通状況モニターコンピューターによって旅行時間、平均速度が計算され、リアルタイムで地図や表にデータが描き出されるようになってお

り、交通管理センターでは現在もデータベースを解析するためのコンピュータプログラムの開発に励んでいる。

旅行時間や平均速度などの情報を入手するには3つの方法がある。1つは輸送管理センター内の地方エリアネットワーク、ノベルネットワークウェア311 (Novell Netware3 11) の利用である。常時交通を監視するスタッフがおおり、最新の情報を必要とする交通サービス局や権限を与えられた利用者のために遠隔地での監視結果を伝達している。

2つにインターネットの利用である。WWW (World Wide Web) は出勤間近の自宅で、帰宅間近のオフィスで一般市民のために通勤途中の交通情報を供給している。インターネットでは、同時に、他の仕事先、商用先から別の旅行先の情報も併せて入手することが可能であり、その利用は無限に広がっている。

3つ目は地方ネットワークとダイアルアップ伝達ネットワーク (Dailup Communications Network) の利用である。これは道路管理システムを利用して、分刻みで利用者に最新の情報が供給され、その伝達方法は公共テレビ、ラジオをはじめプライベートネットワークにも供給されている。

5. AVI構築における様々な障害と試み

交通情報通信システムを構築する過程では数々の問題が浮かび上がった。まず、AVIシステムは数十マイル～数百マイルもの距離をカバーすることから電話会社との契約はその地区ごとのローカル電話会社とすることとなり、その数は膨大である。そのため、サウスベルテレホンシステムが組織され、小さなエリアはそのエリアの技術者が代行する仕組みになっている。また、道路沿いにある構造物はAVIアンテナの台として利用されたり、その他付属装置の棚としても利用されている。ただ、アンテナを支える支柱は最大限の受信を可能にするため自由に稼働する必要があり、別に供給されている。

道路の構造物におかれた付属装置から電話サービスへの伝達はワイアレスモデムが使われ、長距離電話用に高速道路下にケーブルを埋設するコストと銅導線を敷き詰めるコストを節約した。

輸送指針装置を携帯するという一般市民への勧誘は予想以上に時間と努力を要することであった。輸送指針装置の発行は通勤時間の混雑時にすべての道路について十分な報道を供給することを本質としている。担当部局は通勤者に市民の集まりやコミュニティの会合を利用してコンタクトを持ったり、メディアや掲示などの方法でプログラムの広報に努めた。ただ、一般市民には、AVIモニタリングの利用を強要視されているという意識から一部とまどいがみられる。どのようにこの情報が使われ、強要目的で使われているものでないことを引き続き説明する必要がある。現在のところ、スタッフの数百回にわたる説明の甲斐あって、約4,000人の通勤者が輸送指針装置の申し込みをしたが、この数は対象となる40,000人の通勤者の約10%に過ぎない。将来的には、この装置をラジオのように既に装備された状態で車を販売できるように現在模索中である。

6. プロジェクトのメリット

AVIシステムは立ち往生している車、事故情報及び渋滞状況などの情報を知る上でとても有用な情報源であることが証明されている。これらの情報を早期に把握することは何百時間もの運行時間の短縮につながるほか、旅行時間の遅れの減少させ、ドライバーに交通状況に即した正確な所要時間と最適な道の選択を可能にした。

また、運行状況のデータは混雑時に3、4回おのおのの混雑した地点を実際に車で走り、年に1、2度それが集計され、経験則に基づいて作り上げられていることからより真実に近い情報が供給でき、旅行情報など極めて正確なアドバイスができることになっている。

7. 今後の展開

連邦優先回廊プログラム基金（Federal Priority Corridor Program）が助成されることによりAVIの適用範囲も広がっている。例えば、特別なイベント時のシャトルバスの運行日程、駐車場及び乗り場所の案内や幹線道路のモニタリング、高速道路での事故発生時のよりの確な場所の特定にもAVIシステムが拡大利用されるようになる。また、ヒューストンエリアを全てカバーできるようにAVIを整備したり、新しい通行料金設備や新しいインターチェンジ設置にともなうAVIの整備などにも使われる予定である。

次段階の計画では、新しいAVIの開発に努めることになっており、現在「Smarter」と呼ばれる最新式の輸送指針装置が開発途上である。Smarterは読み書き機能があるほか、道路からモニター画面を通じて双方向の通信ができる能力を備えている。

最初の実験では大きなトラックに搭載し、スピード制限をつけずに高速道路から高速道路のインターチェンジまでを走行する予定である。これはAVIシステムがトラックのスピードの出しすぎに対し、的確に警報指示が作動するかどうかの実験である。また、もう一つは通常の道路状況でAVI輸送指針装置がどのように作動するかを調べている。

交通モニタリングプロジェクトにとっての現在最大の課題は、このAVIシステムを一般市民に広く普及させることである。そのためには、より広い範囲での情報が伝達でき、より理解しやすい内容の機器の開発をする必要がある。

第4章 市政府の情報通信政策

第1節 サンタモニカ市（カリフォルニア州）の情報通信政策（PEN）

カリフォルニア州の海岸沿い、ロサンゼルス市近郊の都市サンタモニカ市では住民等に市の情報サービス等を市内のネットワークを通じて提供している。

様々な問い合わせ、問題が市民から寄せられるほか行政と市民との対話がこのネットワークを通じて持たれ、時としてそれが波紋を呼ぶこともあるほど活発に利用されている。

1. 公共電子ネットワーク（Public Electronic Network：以下PEN）構想の背景

1980年代半ば、ケン・フィリップス（Ken Phillips）サンタモニカ市情報システム課長はある市議会議員から議員を支持する有権者グループとのアクセスにコンピューターを使用できないかという相談を持ちかけられた。同氏は構想を練っているうちにこれは一団体に限ったネットワーク作りを考えている場合ではないと思い、全市民に平等に様々な情報を供給できないかと考え始めたのが公共電子ネットワーク（Public Electronic Network：以下PEN）設立のきっかけであった。

フィリップス氏は早速友人のジェセフ・シュミツ（Joseph Schmitz）南カリフォルニア大学院生に相談し、市民がコンピューター通信技術を用いた行政サービスを本当に必要としているのか基礎研究を行った後、自信を深めた段階で民間企業から各種備品の寄贈を求め、できるだけ経費のかからない方法でこの計画を押し進めた。

PEN設立には次の6つの目的があった。

- 1) 公共的な情報に容易に接することを可能にすること。
- 2) 市行政サービスの伝達の手助けになること。
- 3) 市民間のコミュニケーションを高揚すること。
- 4) コンピューター通信技術による公開討論の場の提供とコミュニティの質を向上すること。
- 5) 市民の新しい情報伝達技術への知識を拡大すること。
- 6) 全ての市民に公正な情報を提供すること。

上記の目的を掲げ、遂に1989年2月、PENが創設されるに至った。

2. PENの概要

PENのプログラムは、大きく次の4分野に分けられる（各種サービスの詳細については巻末資料11）。

1) 市情報告知版サービス

市が市民に行政内容を身近に知ることができるようにPENにより各種情報を提供している。その内容は、地震予防策から市議会議事録、条例の内容まで多種多様である。また、各種免許

の申請やその他行政に提出する書類もPENを用いて行うことができる。ただ、こうした申請等が法的に有効なものかどうか検討の余地があり、現在弁護士と協議している。

2) 電子メールによる行政サービス

すべての市庁内の課には各々電子メールボックスを持っており、各課に一人電子メール担当の職員が付き、市民からの苦情、質問、相談など多種多様の意見がそこに寄せられる仕組みになっている。現在月平均200件のメールが届けられている。また、ユーザー同士でメールボックスを用いての意見交換もできる。

3) コンピューター会議

コンピューター会議は教育、犯罪、経済発展、環境、芸術などの全体的な問題から若者の問題、ホームレス、町内会などの身近な問題まで様々な形で行われている。1989年から行われている会議を見てみると結論を求めるというよりは意見交換の意味合いが強い。

4) 図書館利用サービス

利用申請者は最初にこのシステムの利用上の規則を熟知した上で登録を行うことを義務づけている。このシステムを利用すれば書籍の所在および貸出中の是非が図書名または著者等から検索してもわかる。

人口85,000人の都市にあって現在加入者は7,000人（内200人余りはホームレス）を超え、今なお月100～150人が加入しているほか、週平均約1,500件ものアクセスがある。市庁とのコンピューターアクセスは24時間休みなくできることから、時間、距離及びスケジュールの制約なしにいつでも行政サービス等の情報を入手できる。

PENは市内に居住する住民はもちろんのこと、市内で勤務する労働者、市内の教育機関で学ぶ学生にも無料で開放している。このネットワークは市内各々4つの図書館とコミュニティーセンター等の公共施設に設置してある計25の公共の端末を使って利用できるほか、サンタモニカカレッジや市内の高校、またパソコンがあれば、どこのメーカーのものであれモデムとソフトウェアを取り付ければ自宅からでもアクセスできるようになっている。なお、利用に際しては無料でPEN使用の講習が受けられるほか、説明資料が提供されている。

また、1995年秋にはインターネットとの接続も試みられており、今後は外部の情報も入手することが可能となる。現在、庁内においては無料でこの情報サービスを提供できるかどうか検討されている。

3. PENに要した経費

PENの設立に当たっては、市政府主導でシステムを開発し、その費用についても市民の税金で行った米国で初めての情報通信ネットワークだと言われている。

しかしながら、個別の備品等については民間企業の協力を得ている。まず、PENの心臓部であるホ

ストコンピューターと各公共施設に設けられた35の端末はヒューレットパッカート社からの寄贈であり、価格にしておよそ30万ドルにも及ぶ。また、メタシステムデザイン社とコンバー・ロース社からコンピューター会議や電子メールのソフトウェア（5万ドル相当）が寄贈されていることから、合計約35万ドル相当がPENプロジェクトに寄付されていることになる。各社はフィリップス氏の強い要望はもちろんのことこの事業の成功が他の地方自治体に波及するとの思惑による先行投資的な要素が多分にあったと思われる。

また、PENの運営にかかる費用は年間約20万ドルに上り、これはほとんどオペレーター費用である。

4. Showers, Washers and Lockers (SHWASHLOCK) 活動

1989年2月21日、PENが始動して初めてのコンピューター会議が持たれた。ここで取り上げられたのが、サンタモニカ市で数十年問題になっているホームレスの問題であった。

現在サンタモニカ市内にホームレスの数は約2,000人いると推計されており、付近住民は公園やビーチで何とか生きながらえているホームレスに憤りを感じていた。

同年8月になってこの問題を解決すべく市民とホームレスの人々と市職員とがPENを使用してコンピューター会議を持った。その結果、ホームレスの人々は仕事に就くことを切実に望んでいるが、その外見の汚さ故に職に就けないということであった。そこでPEN行動グループ(PEN Action Group)は外見を身綺麗にするためのシャワー、洗濯機及びロッカーを設置するSHWASHLOCKプログラムを行政に実施するように働きかけると同時にホームレスの職探しに協力するJOBバンキングを設立した。

(図 4-1-1) SHWASHLOCK施設



しかしながら、同グループの行動が必ずしも全ての市民の声を反映したものではなく、学校付近にそういう設備を設置しては困るとか、まず本当に仕事に就く意志があるのかどうか確認してからそうした設備を使用する資格を与えるべきだなどとする強硬な意見もあったが、数々の討議を経た結果、何とか意見を集約し、1990年5月同グループは10ページの要望書を市議会に提出するに至った。

こうした一連の動きは地方紙にも取り上げられ、結局、市が15万ドルを投じてホームレスの居住する区域にシャワー、洗濯機及びロッカーを設置することになったほか海岸等にある公共のシャワーを午前6時に開放することも同時に決めた（図4-1-1）。

現在のところ、この施設に登録されているホームレスは約700名前後で、財源を市が負担しながら社会福祉団体が運営している。施設内のコンピューターには、ホームレスの人々の個人調書が詳細にインプットされ進行管理も十分行われており、近い将来、市役所内からもこの情報にアクセスすることが可能となる。ただ、この施設に従事している元ホームレスでもあるマイク氏によれば、「ここへやってくるホームレスは社会的に更正しようという積極的な意志を持ったほんの一握りホームレスであって、ホームレスはもともと規則に拘束されたくない人々である。故に、この施設が即ちホームレス問題の根本的な解決になっている訳ではない。」と述べているが、少なくとも一定の成果が現れていることは疑いない。

また、現在ではJOBバンキングの充実が重要となり、JOBバンキングの拠点を設けてPENの端末を設置し、就職を希望するホームレスのリストアップやバス乗車賃、昼食費などの支給を行っている。今も2人のスタッフが就職先のリストアップ、就職を希望するホームレスへの就職斡旋インタビュー、このプログラムの成果に対する評価検討などを担当している。

もっとも、こうしたホームレスに対するサービスがホームレスの社会復帰を促すことは間違いないが、必ずしもホームレスの減少にはつながっていない。つまり、こうしたサービスの情報を聞きつけた周辺のホームレスが市内に集まり、かえって増加しているという現実があるようである。市では、現在ホームレスサービスのあり方についても再考を迫られている。

5. KIDS-91プログラム

PEN行動グループはSHWASHLOCK活動の成功を受けて、今度はノルウェーで開かれる国際的な児童のためのイベント「KIDS-91」の参加を決めた。

KIDS-91は電子通信技術を用いて世界の10～15歳の子供たちと様々なことについて意見交換しようというもので、PEN行動グループは市内市立学校の中から12のクラスを選定し、そのクラスにPENを接続し学校単位で会議をし、多くの教師、生徒の協力を得た。

1991年5月12日、12の交信施設から発された子供たちの思いは電子通信「Hole in Space」に乗って、世界各国を駆けめぐると同時に子供たちは東西ヨーロッパ諸国、ソ連、日本、南アメリカ諸国の子供たちとのコミュニケーションにとっても充実した時を過ごした。このイベントは市議会、学校区、Art委員会に一斉に支持され、資金とスタッフの提供を受けることとなり、現在も続いている。

6. 日本との交流

1992年11月、何千マイルも離れたサンタモニカ市民と大分市民がコンピューターを通じて様々な意見交換の場を持った。

サンタモニカ市民は自宅のパソコンや公共施設の端末を利用して、このイベントの司会者に質問や回答を送るという形で進められた。大分市側が異種のコンピュータを使用しているため回答及び質問の伝達に2,3日要したが、サンタモニカ市側から「日本の企業が熱帯雨林を伐採しているレポートを読んで当惑している。」とか、「日本人は朝食に何を食べているのか」「日本ではホームレス問題はあるのか」などといった意見が寄せられた。一方日本側から「アメリカのエチケットについて」「銃の問題」のほか「ホームレスとは何か」といった逆に聞き返す事態も起こり、それぞれの文化、社会の違いが浮き彫りになった。

地元紙では、大分市民の英語はしばしば砕けていたけれど、普段PENを通じた会議で行われているアメリカ人の持って回ったような英語に比べればまだましであるという寸評がなされていた。

7 PEN創設における功罪

輝かしいPEN創設の成功の裏で新たな問題が最近陰を落とし始めている。PENが掲げた6つの目標はコミュニティの活発な対話をはじめ概ね達成された。ただ、コミュニティの質の向上については、達成はおろか逆に悪化していると思わせる事件が起こっている。

PENを用いたコンピューター会議は幅広い分野の話題について自由に討論され、市民に好評を得ていたが、最近討論が活発になり過ぎて激情した市民が特定の参加者を個人攻撃し、その結果数人の公務員の参加者がPENを脱退するという事件が起こった。少数意見が誰もが支持する多数意見の代表者に論駁されることはよくある話であるが、その行き過ぎが民主主義の根幹を揺るがす結果になることまで即座に判断できる人は少ない。前述のフィリップス氏（サンタモニカ市から現在オレゴン州セーレム市へコンピューター設備導入のため移籍）によれば、これはPEN事態の問題ではなく、話を集約できる司会者の能力不足によるものでそれぞれの市民の意見を冷静に判断し、また冷静に意見を述べさせる能力を備えた司会者を採用すれば解決することであるとしている。いずれにしても、「市議会議員に向かってスラングを連発するような一部の激情者の支配するコンピューター会議の運営に年間20万ドルの税金が使われることに耐えられない。」などという意見も出てきており、波紋は広がっている。その後、会議の体質の変化が試みられたり話し合いが多く持たれたが、現在では会議自体が縮小していく方向にあり、PEN本来の情報提供ネットワークに力点を置いていこうとする動きが強くなっている。

PENを通じた行政サービスは多少問題がありながらも自分たちの町は自分たちで作るという市民の意識を高揚させる結果をもたらしたことは疑いない。市裁判官デビット・フィンケル氏が「PENは我々市民の手に市政を戻してくれた。」と評したように、行政と市民との溝が着実に縮まっている。

行政運営には様々な人間の様々な利害がからみ合うのはどこの世界でも同じであるが、その中の何を選択するかは行政マンの力量にかかっている。PENは当初こそ一部の市議会議員の私的な要望であったが、一人の行政マンの賢明な判断が市と市民との関係を根本的に変化させることとなった。

1993年5月、ワシントンで開かれた国際通信協会（International Communication Association）の年次総会にサンタモニカ市は一人のホームレスの代表とともに出席した。

彼はPENを使用したコンピューター会議に関する演説の中で「最初、私が自分のことを話すまで誰も私をホームレスだとは知らなかった。でも、私が自分のことを話した後でも、みんなは私を一人の人間として扱ってくれた。たとえすべてが平等でなくても市議会議長と貧困者が同じステージに立てるPENコミュニティは私にとってすばらしいコミュニティであり、心から愛する社会である。」と述べた。

これがまさに我々行政が目指す社会である。

第2節 ブラックスバーグ市（バージニア州）の情報通信政策（BEV）

バージニア州ブラックスバーグ市では市全域にネットワークを結び、市行政の情報から教育、市民生活にかかわるものまで幅広く利用されている。地方に位置し、中規模都市として位置づけられる同市は情報通信事業モデルとして好条件が整い、現在様々な実験が行われている。

1. ブラックスバーグ情報通信の里

ブラックスバーグ市は人口36,000人のバージニア州南西部に位置する小さな町である。同市にはその人口に比して比較的大きなバージニア工科大学があり、その存在が今日のブラックスバーグ情報通信の里（Blacksburg Electronic Village：以下BEV）創設の大きな柱となっている。もともと1980年代中頃より、バージニア工科大学内では既に独自のコンピュータネットワークを持っており、BEVはそのネットワークを拡張するという方向から行われていった。初めてBEVについての話し合いが行われたのは1992年1月であったが、その中で政府の助成を極力抑えて民間主導で行うことが確認され、同年2月にはブラックスバーグ遠距離通信諮問委員会（Blacksburg Telecommunications Advisory Committee）の会合がもたれた。

様々な議論を経てBEVプロジェクトは、ブラックスバーグ市、バージニア工科大学と地域電話会社ベル・アトランティックの協力の元に成立した。市は市民や市内の会社に対するBEV啓発及び教育に従事し、大学はプロジェクトの管理、主に情報源の開発・利用に注視し、ベル・アトランティック社はBEVデモンストレーション事業のリーダーとして約700万ドルを拠出し、最新技術を用いて優れたコミュニケーションサービスを供給することとなり、1993年10月、正式にBEVが本格的に稼働した。

ブラックスバーク市が情報通信プロジェクトのデモンストレーションとして最適だとされる根拠は、前述のとおりそれ程大きな都市ではないためコミュニティ全域に情報通信基盤整備を実施するのに好都合であった他、全人口36,000人のうち約22,000人がコンピュータの専門知識をある程度有する工科大学の学生であり、その中には数十ヶ国から約1,500人の留学生の他、他国から多くの教授陣が来校していたため、相対的に高度な技術的教養を備えており、かつ国際的な視点を持ち合わせているものと考えられた。また、ブラックスバーク市内の産業はそのほとんどが市内での取引であり、外部との接触があまり見られなかったため、BEVがブラックスバーク市の産業構造に与える影響を見るには必要十分な都市であったと言えるであろう。現在では全米でもっとも優れた情報通信コミュニティのモデルとして、各方面から賞賛されている。

2. BEVの事業概要

BEVは大きく次の4つのサービスを提供しているが、特に情報通信教育に力を注いでいる。

1) 市の通信行政サービス (Civic Uses)

BEVの目的は、市民が互いに会話し合う町、市民と行政がいつでも対話できる町を創設することであった。市ではこの目的の実現に向けて、電子メールを用いて市民のリーダーと話し合い、コミュニティの質の向上を行っている他、多くの市の情報、例えば市内の近未来のイベントや市政の動きなど自由に市民がアクセスできるようになっている。また、他種類の許可証や免許証の申請についての説明データを入手したり、BEVを利用して申請もできるようになっている。また、1996年中頃までには水道料金などの公共料金の支払いの受け付けも行えるようになる予定であり、コスト削減効果だけでなく、迅速で有効な行政サービスを提供できると市では認識している。もとより、こうした行政のサービス向上は市民の行政に対する関心をも喚起し、既にユースネットグループでは市の区画整理や高速道路建設などの市の事業に対する活発な議論が市民グループ内で行われている。

2) 情報通信教育の提供 (Education Uses)

ブラックスバーク市では高速インターネット (T1) で各学校、生徒や教師が結ばれており、他州や他国とのコミュニケーションが可能になっている。この設備は5年生から使えるようになり、生徒たちは大気汚染や水質汚染などの地球環境問題を他国の人々と話し合ったり、宇宙探査ロケット、ビーナスに実際乗り込んだ宇宙飛行士と交信して宇宙授業を行うなど新しい教育システムに取り組んでいる。また、ハーディングアベニュー小学校の4・5年の生徒はミネソタ州の原生林の中の狼の生態について大学教授などと電子メールで意見交換し、その行動範囲、食糧、一集団の数などを学習している。その他、ある民間企業が海洋科学、生態学等のデータベースを用いた通信事業を市内でできないか実験しているのをはじめ、リナー小学校では学科のサーバーを設けて、それを通じて生徒にその科目の資料を送ったり、宿題や試験を行っている。こうした授業方

法は、教師が独自に授業ペースをコントロールできるだけでなく、生徒の理解度を押し量るに最良であると評価されている。なお、同小学校のこの授業の取組みは外部からでもアクセスできる (<http://pixel.cs.vt.edu/melissa/riner.html>)。

ブラックスバークの情報通信教育では図書館へアクセスして目的の図書的位置まで確認できるほか、例えば生徒たちが貧しい人々のために食糧やシェルターを供給する福祉団体の手助けをしたり、福祉団体自身がより効果的に活動を組織化するようになるといった事実裏付けされるように、新しい独自の創造的なネットワークの利用を生み出している。中でも最大の利点はこのネットワークがいかなるタイプの学生にも対応しているということである。つまり、小学生はもちろんのこと大学生、社会人学生、その他特殊な環境下の生徒も保護している。例えば、このネットワークでは英語のできない外国人学生や身体障害者などにも特別なプログラムが用意されているほか、優秀な学生にもそれに応じたプログラムがある。また、小学校の生徒と大学生との交流を通じたアドバイザープログラムや教師と子供たちの両親との情報交換の場を提供し、生徒の抱える問題や目標達成の祝福など様々なやりとりがネットワークを通じて行われている。

3) 仕事上及び専門分野での利用 (Business and Professional Uses)

ブラックスバーク市内の1/3以上の会社は既にWeb か gopherを使って宣伝しており、弁護士や会計士などの紹介の他、花屋、書店、服屋などの通信機器を通じたカタログ販売や旅行会社が航空チケットの手配や旅行相談も行っている。

また、医療分野での活用は当初より最も重要な課題であったが、現在医師と患者が電子メールを通じて症状や治療についてのコミュニケーションを行い、医師の手が離せないときでもコンタクトを取れるようにし、その症状に応じてネットワークを通じて薬剤師に薬の調合を依頼するという迅速で効果的な運用に努めている。加えて、医療データベースによって医療費用の請求、外来患者の症状の管理などを行い患者に転送するという医療サービスも行っている。

自宅での銀行決済システムもブラックスバークでは行われており、残高照会や資金移動はもちろん銀行からの公共料金の引き落としも可能で、1995年末までにはその支払い範囲を拡大できるよう検討されている。その他、レストランなどの外食産業を含む小売業のWWW使用による広告宣伝は群を抜いており、ほぼ完全な形でメニューなどが顧客に提供されている。

こうした民間企業によるネットワークの使用はT1で月々425ドルで提供されており、顧客層はバージニア北部にとどまらず遠くはカリフォルニア州から照会がある。

4) 生活水準の向上 (Quality of Life Uses)

社会文化交流やレクリエーション活動によるBEV使用もまた活発に行われている一つで、その設備のほとんどはCIVIC Useと同じである。様々な会合、イベントの伝達をはじめ、突然の延期の連絡などもこのネットワークを使用してできるため非常に効果的に利用されている。

また、電子掲示板システム（BBS）や電子会議も行われ、老人活動から子供のサッカーの試合まで伝えている他、教育面では公共図書館の開放、芸術面では例えばニューリバーバレエ芸術協会が地元の芸術家の作品を紹介している。

3. BEVの現況

BEVはインターネットを中心としたサービスで、現在住民の約1/3、13,000人以上の市民がこれに加入しており、現在も月に125～175人の申込者がある。

BEVの加入費用は、加入時に登録料として6ドル必要なほか、月々8.60ドルのサービス料を支払えば自由に使用できる。BEVは簡単なキーボード操作かマウス操作のため、初心者でも簡単に扱えるが、使用に当たってはガイドブックが与えられ、必要に応じてニューリバーコミュニティカレッジやバージニア工科大学が質問に応じている。

現在の利用状況として、自宅及び職場からのインターネットへのアクセスは市民の約40%以上が行っており、電子メールは約62%以上の市民が利用している。

4. BEVの果たす役割と今後の展開

ブラックスバーグ市では現在ISDN（Integrated Service Digital Network）も導入されており、ベル・アトランティック社では1995年末にはこれを低コストで全ての住民に供給しようとしている他、バージニア工科大学ではATM（Asynchronous Transfer Mode）の実験的な導入を検討しているが、異なる製造メーカーのATMがあるため共同運転可能か100%保障されておらず、かつ多大なコストが見込まれるが、1996年より段階的に利用者へ供給できると期待している。

ブラックスバーグではBEVプロジェクトの目的はあくまで、通信機器を用いて住民の生活の質を向上させることにあり、言い換えればこの市自体が今後の全世界の人々の生活様式の変化をかいま見る一つの実験室の役割を果たすものであると考えている。故に、特殊なそれも最新の技術を導入することに焦点をあてるのではなく、あくまでも人々の反応、ひいてはコミュニティ全体の質がどれほど向上するのかに焦点をあてたプロジェクトなのである。

しかしながら、現在試行している段階において、様々な難題が噴出している。一つは州予算がカットされバージニア工科大学がこのプロジェクトに財政的にかかわることが困難になりつつあるのに加え、2,3の技術的欠陥も追い打ちをかけている。また一つは、様々な支払いの引き落としがBEVを通じて行われているが、クレジットカード番号や個人行動情報などのセキュリティの問題も次第にその必要性が叫ばれてきている。

そして、一番市が頭を悩ませているのが、これだけ精一杯BEVの啓発に努めているにもかかわらず、未だにかたくなに情報通信機器を用いた日常生活を拒否し、情報はもっぱら新聞や市販の広告で得る旧態の生活を続けている住民がまだ相当数存在するということである。

BEVプロジェクト責任者の一人でもあるアンドリュー・コーヒルバージニア工科大学教授は「この

プロジェクトは教育プロジェクトであって、技術プロジェクトではない。つまり、我々の挑戦は人々の家にワイヤを多く通すことではない、そこに住む住民一人一人にインターネットアクセスはなぜ必要なのか、そこでいったい何を得られるのかを学習してもらうことにある。我々はネットワーク整備を急ぐ前にそうした学習を徹底することを優先させるべきだ。」と力説している。

第5章 情報ハイウェイが抱える諸問題

第1節 コンピューター犯罪

情報通信事業が目覚ましく発展している裏で様々な問題が表面化してきている。その代表例がテロリストによるコンピュータ犯罪及び人権侵害のほか青少年の育成に悪影響を与える情報の氾濫などである。米国政府はこうしたハイテクを利用した犯罪に対し取り締まりを強化する方向で動いている。

1. テロリストによる犯罪

1995年4月、米国オクラホマ州オクラホマシティで爆弾テロ事件が発生した。死者140名余りの大惨事であったが、その後の捜査で犯人はインターネットを利用して犯罪グループ内で交信をしていた事が明らかになった。

ここ数年来、米国の情報産業は急激な躍進を遂げ、その経済波及効果は300兆円以上とも言われ、まさに第三次産業革命の到来を予感させる状況にある。しかし、こうした夢物語に浮かれている一方で、高度な情報通信機器を利用した犯罪が増加する傾向を見せている。

1995年12月、カナダのオタワで開かれた先進7ヶ国テロリスト対策会議では東京の地下鉄サリン事件やイスラエルのラビン首相暗殺事件とともにオクラホマ爆弾テロ事件も紹介された。ここ数年世界中で起こったテロ事件は1987年の665件から1994年の321件と数の上ではおよそ半減している反面、その活動はより内向きな自国内テロ活動が主で、それも一般市民を巻き込んだものが増えている。また、その手口も以前より洗練されてきており、テロリストの移動が頻繁に行われ、コンピューターや移動体通信を用いたより高度な情報通信技術を用いた事例が増加する傾向にあると会議で報告されている。

コンピューター犯罪と言っても、例えばインターネットを通じ他人のコンピュータに不正に入って、その情報を単に探索していくだけのものからシステムを含め情報を壊し続けるもの、テロ活動の情報交換に使用するものまでその類型は多種多様である。また、こうしたコンピューター犯罪を見えにくくしている原因の一つに、被害にあった企業等が再犯を恐れるあまりその手口等の被害状況を積極的に公表しない場合が多いことにある。連邦司法局コンピューター犯罪チーム（the Computer Crime Unit in the Criminal Division of the U.S. Department of Justice）のスコット・チャーニー氏は公にしない企業に対し「口を閉ざすことは、犯罪が過ぎ去っていくことを意味しないし、返って犯人の所在をも見失うことになる。また、自社だけコンピューターのシステム変更をし、外部から鍵をかけたつもりでもまた同じ犯罪がどこかで繰り返されるだけで根本的な解決にはならない。」と強く警告している。

コンピューター犯罪を未然に防止する方策はNII構想発表当時から様々な所で様々な形で議論され

てきてはいるが、即効性を見込める手段は今のところ浮かび上がっていない。犯罪が高度になればなるほどその防止も高度に成らざるを得ず、上記スコット氏によれば「もはやパスワードのような第三者が解読可能なものではなく、利用者が特定できるような固有のもの、例えば生物学的な手段(指紋等)によるセキュリティーシステムが必要である。」としている一方、こうしたシステムを導入するにあたっては最低でも500万ドルの追加投資が必要であり、現在のところ実現までは困難であると指摘している。

現在米国ではコンピューター内にハッカーを忍ばせて企業や政府の機密情報の破壊を企てたり、コンピューター取引を行うニューヨーク証券取引市場を混乱に陥れようとするなどのテロリストの犯罪が危惧されている。

情報通信が人々の生活に浸透し始め、今後発展していくと見込まれる昨今、コンピューター犯罪が人々の生活に及ぼす影響は今後益々増大していくものと思われる。情報通信産業が人々の暮らしを豊かにする一方で、人々が追い求めるこうした知的生活様式が、大きな被害を目論むテロリストの格好のターゲットになっていることは疑いない。

連邦警察訓練センター(Federal Law Enforcement Training Center)の中でも、「米国の警察官もバッジと拳銃だけでなく、ラップトップパソコンを持つようになる。」と指摘されている程、知的犯罪がより一般的になりつつある。ただ、自由な情報伝達をベースに発展してきた情報通信分野において規制が優先する事態になれば、その混乱もまた計り知れないものになるだろう。実際、犯罪捜査の名のもとに簡単にプライバシーを侵害してもいいのかという新たな問題も現在浮び上がっている。

米国では、こうした規制と自由な情報伝達の原則のバランスをどのようにとっていけばいいか今も議論されており、その解決策を模索している。

2. プライバシーの侵害

「家にいながら好きなものが買え、好きな食べ物が注文でき、旅行のチケットの手配や銀行の決済も列に並ばずスムーズにできてとてもすばらしい！とお気楽なことを言っている人はいませんか？」

米国では今、こうしたコンピューターを利用した個人行動がサービスを提供する側の企業によって、貴重な個人情報として利用者本人が知らないところで売買されたり、マーケティングの資料にされたりしている。例えば、ハンバーガーで有名なBurger Kingでは自社が持つ2才から8才を対象にしたBurger King子供クラブの子供会員500万人のデータがウォルトディズニー社と共有されていたり、アメリカン航空が2,800万人近くの個人情報を銀行や他のローン会社、または旅行会社に提供しようとしているのである。こうした状況では一見消費者は被害を被らないかもしれないが、知らず知らずの内に人々の行動が管理されている錯覚に陥る。(表 5-1-1)

しかし、中には個人の情報が無断で流されたことにより、精神的に苦痛を受けたとする例もあり、ひどい場合には裁判沙汰になることさえある。

(表 5-1-1) あるビジネスマンの一日

時間	コンピューター利用者の行動	データの運用先
8:00	コンピューターのサーバーを利用して書籍購入。	コンピューターサーバーはコンピューター関連会社やカタログ会社にも利用されており、各社の利用頻度プログラムに購入者が登録される。
11:00	SAFEWAY (デパート) で買い物。	数店舗店で消費者の買い物情報をメーカーに売却される。
14:30	デンバーからシカゴへユナイテッド航空で出張。	ユナイテッド航空は渡航者の情報をAvis (レンタカー) やインターコンチネンタル航空ほか旅行関連会社と共有している。
19:00	シカゴでレンタカー (Hertz) を使用。	Hertz は航空会社数社とホリディンなどのホテル各社と情報を共有している。
22:00	マリOTT・コートヤードホテルに滞在。	コートヤードホテルを多く利用した宿泊者に会費無料でマネー (雑誌) を配布している。

(Source : USA TODAY 12.19.95)

ロサンゼルスに住むある女性は2年前に子供を流産したにもかかわらず、最近セサミストリート誌から「2才の誕生日おめでとう」というカードを受け取った。すぐさま同誌に対し苦情を申し立て、同誌も深く謝罪し事なきを得たが、同女性は深い傷を残したという事件が起こった。これは妊娠中にマタニティーショップへカタログを請求するレターを送ったことが発端であると見られ、彼女の情報はその後2年かけて子供関連会社約100社に流された。その後も子供関係の山積みされたカタログと時には子供写真を撮らないかという電話勧誘に悩まされ続けたということである。また、シティバンクの電話調査員が間違い電話を行い、訂正を促しているにもかかわらず、2,3ヶ月の間に3度も同じ誤りを繰り返したことで訴訟となり、電話消費者保護法 (Telephone Consumer Protection Act of 1991) により、シティバンクに750ドルの罰金を課した判例もある。

人によって親切なことや何でもないことであっても、事情やタイミングを見誤ればそれは立派な犯罪になる。情報通信産業は、それを利用する側が利用される側に回ったり、利用される側が利用する側に回るといふ両方の側面を併せ持っている。そうした両者の関係はスムーズに働くと相乗的に発展していくものであるが、一つ問題を抱えると疑心暗鬼となり健全な発展を阻害してしまう原因にもなる。無論、互いのマナーを守るある線引きが必要なことは言うまでもないが、自由な筈の情報通信社会が気が付けば管理社会の中に埋没しているという認識を利用する側は持つべきである。現在、プライバシーの侵害に対する問題は法整備を含め国会等で議論されているが、個々の事例を見るならともかく一律に規定することは困難な様相である。

第2節 青少年に有害な情報

情報通信事業の発展は人々の日常生活の利便性の向上を促した他、様々な娯楽情報の提供などにより、新たなアミューズメント産業が生み出された。中でもポルノ産業の情報通信分野の参入は急増しており、現在では数億円産業に成長している。しかし、こうした産業の競争原理が相乗的に働いた結果、その性描写は過激になる一方であるが、青少年に対するこうした情報の規制は立ち後れている。

1. ポルノティックな情報の氾濫

カーネギーメロン大学（ペンシルバニア州）の学生マーティ・リム（Marty Rimm）氏が、1994年に行った調査「情報ハイウェイにおけるポルノ市場（Marketing Pornography on the Information Highway）」によると、18ヶ月に及ぶ追跡調査の結果、実に917,410件もの性描写を伴う情報がコンピューターネットワークの中に存在していた。

また、そうしたポルノ情報の71%は月\$10～\$30の使用料で利用できる電子掲示板（BBS）方式で一般に流されており、ポルノ情報を提供する上位5社の年間収益が既に1億ドルにまで拡大してきているという。

同大学によるとポルノ情報の利用者の98.9%は男性で、その範囲は全米50州約2,000市以上の他、世界40ヶ国に及んでいるが、そうした情報を所持するだけで第1級犯罪になる中国ほか数カ国を除いて、ほとんどの国で野放し状態になっている。また、この調査では最近流出しているポルノ情報の中には単なるヌードグラビアではなく幼児等の性描写やサドマゾティックなある種カルト的なものがあり、こうした情報はいたずらに利用者の性的道徳性を不安定なものにし、性犯罪の誘発を招く可能性があるとして危機感を募らせている。

こうした否定的な見解のある一方、「コンピューターネットワークに流されているポルノティックな情報のほとんどは市販の雑誌のグラビアから写し取ったものであり、本来その気になればいつでも幼児の手の届く所にある情報であってことさら過大視して採り上げるのはおかしい。」といった意見や「こうしたポルノ情報も数千の情報源を持つユースネット（Usenet）上でアクセスされる全ての情報の約3%に過ぎず、そのユースネットでさえインターネット上での通信量にすれば11.5%程度のシェアに過ぎず、大きな問題ではない。」という意見もある。

しかし、こうした様々な議論の狭間でコンピュータを利用した幼児に対する嫌がらせが表面化し、大きな波紋を投げかけている。

2. 幼児に迫る危機

ある日、NYに住む10才の少年がコンピュータを用いて他の子供と会話ができる「おしゃべり部屋（Chat Room）」にアクセスしたところ知らない人から電子メールが届き、そこには猥褻なそれも異

常な性描写を伴う情報へのアクセスの仕方が書かれてあったのである。

米国では1992年ゴア副大統領が情報スーパーハイウェイ構想の中で全ての学校、図書館と家庭とをネットワーク化する情報基盤整備を提唱したが、果たしてこうした裏側の実態まで予測していたのだろうか。利便性にばかり目を奪われて、実は子供たちはいつもこうした嫌がらせや脅威にさらされる可能性があるという認識が欠けていたのではないかといった議論が最近起こっている。また、行方不明の子供、不当な扱いを受けた子供たちを保護する団体（National Center for Missing and Exploited Children）のエグゼクティブディレクター、アーニー・アレン氏の報告によれば、過去にコンピュータにより子供を誘い出し、行方不明になっているという事件が10～12件に上るといふ報告や毎年80万人以上の子供が行方不明になっており、それが必ずしもコンピュータを利用した事件には結びつかないが、子供たちは常に危険にさらされているという認識が必要であるとする報告もなされている。

3. 法規制の動き

こうした危機感の盛り上がりはようやく連邦議会の重い腰を押し上げることとなり、1995年初旬、上院議員エクソン、コーツ両氏が既存の「コミュニケーション礼儀法（Communication Decency Act）」を拡大し、猥褻な文書等をオンラインに乗せることを禁止し、コンピュータネットワークを利用したポルノ産業を管理しようと試みた。法案によると意識的に猥褻な文書を18才未満の青少年に対し閲覧させた者に対し最大罰金10万ドル、2年の懲役を課すという内容である。しかしながら、表現の自由は憲法に保障された国民固有の権利であり、これを一方的に規制するには当然の事ながら問題があった。また、この議論は子供の立場の保護の観点に偏向し過ぎており、情報内容の政府の検閲は一大図書館であるインターネットの根幹にかかわるものであるという意見も出されている。

6月終わりにCNNやTIME誌で行った1,000名を対象にした世論調査によると約42%の人が猥褻な情報の氾濫についてFCCの管理が必要と応えたのに対し、48%がその必要なしと考えている。だが、特に男女同権主義者からはこの問題について強く反発しており、こうした情報の増長は女性自身を深く傷つけると言えないまでも男女の平等、自由を次第に損なう原因になるものであるとしている。

一方、司法の判断であるが、ミシガン大学の学生が暴力的な性行為を題材にした幻想小説をインターネットに載せたことについて誘拐や傷害を誘発するものだと非難されるという事件が起こったが、デトロイト連邦裁判所はこの小説は不愉快極まりないが、犯罪とまでは言えないとして訴えを棄却したという判例がある反面、猥褻な資料を州のオンラインに載せること自体、既に連邦法に違反しており、特に幼児猥褻なものは告訴されるべきとして、過去2年間で既に14州40名の逮捕者が出ているという事実もある。

エクソン上院議員が提出したインターネットにおけるポルノ情報を規制しようとする法案は多少の修正を加えられ審議を続けられたが、11/8のワシントンポストでは「この法案はいわゆる”サイバー監視”であり、如何なる商用のインターネットでの情報供給者にも打撃を与え、その影響は計り

知れない。」と社説で批判しているのをはじめ、大物政治家であるキングリッチ下院議員が真っ向から反対意見を表明しているだけにこの通称「エクソン修正案」の取り扱いは波乱含みである。当のエクソン上院議員は「情報供給者が供給した情報が知らない間に猥褻罪に相当するサービスであってもそれは善意であれば罪は問わない。」など批判の対応に躍起である。

インターネットの先駆者ジョン・ギルモア氏によれば、技術的にこうしたポルノ情報をインターネットから根絶するのはほとんど不可能だと述べている。何より、インターネットは今日世界的な情報ネットワークであり、一国の規制が国境を越えた情報をどのように取り扱うのかという論議もある。現在米国では、本来「性」とはと歴史学者も巻き込んだ論争に発展し、いささか焦点がずれ始めてきているきらいがあるが、インターネットを政府の干渉からある程度守られている新聞のような印刷メディアと捉えるのか、それとも政府の情報管理下にあるテレビのような映像メディアと捉えるのか、それとも全く別の媒体と考えるのかという根本的な議論が進められている。

その後の連邦議会の審議により、同法案は結局廃案となったがその主旨は「通信改正法案（Telecommunication Reform Act）」の中に盛り込まれることとなった。

子供の身近なところからこうした猥褻な情報を廃絶する方策として、ポルノ自体の情報を検閲するという方策と子供がアクセスできない方法、例えば親の許可やID番号などの流用による隔離という技術的な解決の方策が綱引き、ないしは融合された形で法案成立に向かって話し合われた結果、青少年に有害と認められる暴力的な番組や猥褻的な番組についてはそれを遮断する「Vチップ」と呼ばれる装置を組み込んだテレビを製造するというテレビ製造会社への規制が盛り込まれたほか、懸案となっているインターネットでの「非道徳的な情報」からの未成年者保護に関しては、それを法律という政府の手による規制とするのか、同業者間の規範に委ねるのか両院で議論が分かれていたが、情報通信業界に自主検閲機能を果たす技術を開発させるとする下院の案が盛り込まれ、1996年2月8日「1996年通信改正法」は成立した。

しかしながら、同月15日、ペンシルバニア東部地区連邦裁判所は「非道徳的な情報」に対する規制を行う同法は表現の自由を尊重する憲法に抵触するという判決を下し、情報規制を含む同法に反対するアメリカ市民自由連盟（American Civil Liberties Union）とオンライン上のプロバイダー及びユーザーグループの訴えを認め、同時に政府に対し、同未成年者保護条項の適用の一時的差し止めを決めた。また、翌16日にはコンピューター・ネットワーク事業者などで作られる任意団体「電子ネットワーク協議会」が公序良俗に反する情報の自主規制を示す倫理綱領を発表したものの、善悪を明確にできない情報もあるとして具体例を示した発信規制や罰則を設けることを避けた。

1996年通信改正法は発効早々見直し論議が起こることとなり波乱の様相を呈している。インターネットの情報が一律に非道徳であるかどうかを定義付けることは不可能に近い。ただ、そこに何らかの線引きが必要なことは誰もが認めるところであり、今後その点で論議が深められるであろう。先頃ドイツ連邦議会がインターネット上の幼児ポルノ画像の規制に関し、国際的な統一基準の設置を提言したように、将来的には「表現の自由の尊重」と「非道徳的な情報の規制」との論議が国境を越えて行われていきそうな気配である。